

十 発行 額面金額百円につき九十九円八

十一 利率 年一・二パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に追加を
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{68}{365}}$$

平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利息 毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利息を支払う。

平成二十三年十二月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還期限 平成十九年二月二十六日

元利支

払込期日

払込期日

払込期日

払込期日

払込期日

払込期日

払込期日

払込期日